

平成21年2月25日

(社) 日本林業協会

森林・林業活性化基金規程

第1条（目的及び名称）

定款第3条の目的を達成するため、同第39条に基づき、「森林・林業活性化基金（仮称）」（以下「基金」という。）を設ける。

第2条（基金の造成）

基金は、財団法人森公弘済会の解散に伴い、同会から寄付を受けた同会の残余財産をもって造成する。

第3条（基金の管理及び運用の基本方針）

- (1) 基金は、定款第4条に掲げる事業のうち、森林・林業活性化に関する調査研究及びその普及を推進する事業のために管理及び運用することとし、もって、森林・林業の活性化に資することとする。
- (2) 基金の管理及び運用に当たっては、効率性並びに公正性及び透明性の確保に努めるものとする。

第4条（基金管理運用委員会の設置）

- (1) 基金の管理及び運用全般にわたる諮問機関として理事会の下に基金の管理運用委員会（以下「基金管理運用委員会」という。）を設置する。
- (2) 基金管理運用委員は、理事会の承認を得て会長が指名する。

第5条（基金事業計画の策定）

- (1) 会長は、毎年度、基金管理運用委員会の意見を聞いて基金事業計画を策定し、総会の議決を経てこれを実施するものとする。
- (2) 基金事業計画は、次に掲げる活動を内容とする。
 - ア 森林・林業に関する調査研究活動（検討会、研究会等の開催を含む）。

以下同様。)

- イ 森林・林業に関するセミナー、公開講座等の開催による普及啓発活動
- ウ 情報・広報誌、ホームページの開設等による広報活動
- エ その他基金事業計画の基本方針に基づき実施する活動

第6条（基金の使途）

基金は、前条に掲げる基金事業計画を実施するために必要な事業費に充てることとする。

第7条（基金の取り崩し）

基金事業計画に基づく事業への基金からの充当は、その運用益及び総会の議決を経て必要額を取り崩して行うことができることとする。

第8条（基金特別会計の設置）

- (1) 基金に係る事業の経理については、その明確化を図るため、他の経費に係る経理と区分し、特別会計を設置して行うものとする。
- (2) 基金の会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

第9条（基金の管理及び運用）

基金の管理及び運用については、必要最小限の現金の管理のほか、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券等の有価証券の取得
- (2) 銀行等金融機関への預金又は郵便貯金
- (3) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

第10条（規程の改廃及び変更）

この規程の改廃及び変更は、総会の議決をもって行う。

第11条（その他の事項）

この規程に定めるものの他基金の管理及び運用に必要な事項については、
会長は理事会の議を経て定めることができるものとする。

付則

この規程は、平成21年2月25日から施行する。